

湖南省農業委員会だより

令和3年7月16日発行

第24号

湖南省農業委員会
湖南省中央一丁目1番地
TEL 0748-71-2362

田んぼや畑の管理はできていますか？

農地パトロールを実施します。(基準日:8月1日) 昨年の農地パトロールの様子↓

湖南省農業委員会では、今年度も8月1日を基準日として市内の農地利用状況調査(パトロール)を実施します。また、この調査の結果、耕作の予定がなく放置されている農地(遊休農地)と判断した農地については11月頃に農地利用意向調査等を実施することになります。

農地を一旦遊休化させると再び耕作可能な状態に戻すには大きな労力、時間などが必要になります。また、放置すると病害虫等の発生源となる恐れがあるほか、ごみの不法投棄や雑草による火災発生の原因になるなど、周辺農地や地域への迷惑にもなります。

田んぼや畑などの農地を所有する者と耕作者は適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。農地を遊休化させないために日頃から適正な管理をしてください。



休耕地についても年に数回は耕起または草刈り等の保全管理をお願いします！

農地利用に関することは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください。

農地を宅地などに変えたいと考えていませんか？それ、農地転用かも...



田んぼや畑を駐車場や資材置場に変えるか、誰かに売ってしまうか。

農地法による手続きが必要！（裏面参照）

もし手続きをせずに無断で転用すると...

ちょっと待って！無断転用は法律違反です！



次のページへ続く⇒

農地を転用、取得するときは農地法による手続きが必要です！！

農地転用とは

農地を農地以外の用地に転換することです。例として住宅や工場等の建物の敷地、駐車場、資材置き場などに転換する行為や、一時的に農地を資材置き場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります（一時転用）。

●農地転用許可申請について

農地法	許可が必要な場合	申請者
第4条	農地を農地以外に転用する場合	転用を行う者（農地所有者）
第5条	農地を買ったり、借りたりして転用する場合。	売主または貸主（農地所有者） と 買主または借主（転用事業者）

●市街化区域内農地の転用についても、事前に農業委員会への届出が必要です。

無断転用は法律違反です！

許可を受けずに転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は農地法に違反することとなり、原状回復等の命令や、罰則の適用があります。（罰則：3年以下の懲役または300万円以下の罰金）
農業委員会では違反転用等の防止に向けて、随時パトロールを行っています。

農地を取得するときも農地法に基づく許可申請が必要です。

●農地の取得について

農地法	許可が必要な場合	申請者
第3条	耕作目的で農地を売買、贈与、交換などするとき	売主または貸主（農地所有者） と 買主または借主（農業従事者）

※農地を転用するとき、取得するときは事前に農業委員会事務局にご相談ください。

★農業委員会事務局からのお知らせ

～安心して豊かな老後のために～ **農業者年金**に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人はどなたでも加入できます

- ・60歳未満
 - ・年間60日以上農業に従事
 - ・国民年金第1号被保険者
- の方
農業者年金の主なメリット

- ・少子高齢時代に強い積立方式！（確定拠出型年金）
- ・保険料はいつでも変更可能！（月額2万円から6万7千円）
- ・終身年金 80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金！
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果！
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の補助！

みんなで読もう **全国農業新聞** ～農業者の視点でお届けします～

農政・農業の最新情報や先進農家の経営紹介など、農業者にとって役立つ情報が満載です。

- ・毎週金曜発行
- ・購読料 月額700円

※お申込み、お問い合わせは農業委員会事務局（TEL 71-2362）まで